

株 主 各 位

滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
日本電気硝子株式会社
取締役会長 森 哲 次

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 平成19年6月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号 当社本社会議室 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第88期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第88期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役賞与の支給の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.neg.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書類)

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的基調

当連結会計年度の日本経済は、原油や素材価格が高水準で推移し、個人消費も力強さに欠ける状況にありましたが、民間設備投資の増加や堅調な輸出に支えられ、穏やかな回復基調が持続しました。世界経済に目を移すと、米国で住宅市場の調整に伴い経済成長鈍化の懸念が広がりましたが、世界全体としては概ね良好な環境下で推移しました。

当社グループのコア事業のディスプレイ用ガラス分野では、薄型パネルディスプレイ(FPD)用ガラスは薄型テレビ市場の成長を背景に需要が拡大しました。一方、ブラウン管(CRT)用ガラスは低調な市況が続きました。

当連結会計年度の成果

| | 第88期 (18.4 ~ 19.3) | 第87期 (17.4 ~ 18.3) | 増減 |
|-------|-----------------------|-----------------------|---------|
| | 百万円 | 百万円 | % |
| 売上高 | 336,410 | 296,440 | 13.5 |
| 営業利益 | 84,585 | 51,952 | 62.8 |
| 経常利益 | 81,425 | 49,380 | 64.9 |
| 当期純利益 | 40,358 | 3,231 | 1,149.0 |

連結売上高は、FPD用ガラスの販売拡大により情報・通信関連部門の売上が増加し、ガラスファイバや耐熱ガラスの販売増加に支えられその他部門の売上も前連結会計年度を上回りました。

損益面では、原燃料価格の上昇やFPD用ガラスの価格下落、情報・通信関連部門の生産設備の一部について耐用年数見直しによる減価償却費の増加などが圧迫要因となりましたが、一連のリストラによるCRT用ガラス事業の赤字縮小、FPD用ガラスの販売拡大、各事業部門での収益性改善努力、製品構成変化に伴う販売費減少などが利益に寄与しました。

特別損益については、CRT用ガラス生産設備に関する減損損失、上記耐用年数見直しに伴う過年度分の固定資産臨時償却費など合わせて約190億円の特別損失が発生しました。なお、ここ数年、CRT用ガラス事業再編に関わる一連の処理を実施してきましたが、当連結会計年度においてほぼ目途をつけることができました。

部門別の状況は次のとおりです。

| 区 分 | | | 第88期 (18.4～19.3) | | 第87期 (17.4～18.3) | | 増 減 | |
|--------|------------------|---------------|---------------------|-----------|---------------------|-----------|---------------|-----------|
| | | | 売上高 | 構成比 | 売上高 | 構成比 | 金 額 | 比 率 |
| ガラス事業 | 情報・通信 連 部 門 信 | ディスプレイ用ガラス | 百万円 256,889 | % 76.4 | 百万円 219,811 | % 74.1 | 百万円 37,077 | % 16.9 |
| | | 電子部品用ガラス | 14,842 | 4.4 | 12,691 | 4.3 | 2,150 | 16.9 |
| | | 小 計 | 271,731 | 80.8 | 232,503 | 78.4 | 39,227 | 16.9 |
| | 部 所 の 門 他 | ガラスファイバ | 26,289 | 7.8 | 24,143 | 8.2 | 2,145 | 8.9 |
| | | 建築・耐熱・照明薬用その他 | 36,923 | 11.0 | 38,314 | 12.9 | △1,390 | △3.6 |
| | 小 計 | 63,212 | 18.8 | 62,458 | 21.1 | 754 | 1.2 | |
| ガラス事業計 | | 334,944 | 99.6 | 294,961 | 99.5 | 39,982 | 13.6 | |
| その他 | | 1,466 | 0.4 | 1,478 | 0.5 | △11 | △0.8 | |
| 合 計 | | 336,410 | 100.0 | 296,440 | 100.0 | 39,970 | 13.5 | |

(注) CRT用ガラスの売上縮小を踏まえ、当連結会計年度より、情報・通信関連部門を「ディスプレイ用ガラス」と「電子部品用ガラス」に区分することに変更しました。(各区分の主要品目は、後記「(8) 主要な事業内容」をご覧ください。) なお、比較を容易にするため、前連結会計年度についても新しい区分に従って記載しています。

【情報・通信関連部門】 【ディスプレイ用ガラス】

FPD用ガラスのうち液晶用ガラスは、第4四半期の販売が季節的要因による需要減少と生産設備の定期修理等が重なり伸び悩んだものの、全体としては薄型テレビ用市場の拡大を背景に大幅な販売増となりました。またPDP用ガラスも、得意先パネルメーカーの増産に伴い大きく販売が伸びました。

なお、需要拡大に対応するため能登川事業場内に増設した液晶用基板ガラス生産設備を昨年3月と12月にそれぞれ稼働させました。また若狭上中事業場内にPDPの透明電極用成膜設備を増設し昨年6月より稼働させたほか、滋賀高月事業場内にPDP用基板ガラスの生産設備を増設し昨年8月より稼働させました。

CRT用ガラスは、事業規模縮小により出荷が大きく減少、市況も全体として厳しい環境にありました。このような状況下、マレーシア、中国福建両子会社の同ガラス生産設備を減損し、また本年に入ってマレーシア子会社のパネルガラス生産設備1基を休止しました。

【電子部品用ガラス】

光ネットワークの普及などを背景に光関連製品が復調、またデジタルカメラや携帯電話向けにイメージセンサ用ガラスの販売も好調に推移しました。

以上の結果、情報・通信関連部門の売上高は2,717億31百万円（前連結会計年度比16.9%増）となりました。

【その他部門】

〔ガラスファイバ〕

自動車部品向け高機能樹脂用の需要拡大に支えられ好調な販売が続きました。これに対応し、マレーシア子会社内にガラスファイバ生産設備を増設、昨年6月から稼働させ、これが期後半に寄与しました。

〔建築・耐熱・照明薬事用その他〕

耐熱ガラスは堅調な需要に支えられ売上が伸びましたが照明薬事用その他の売上が振るわず、前連結会計年度を下回りました。

以上の結果、その他部門の売上高は632億12百万円（同1.2%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は1,004億14百万円です。

情報・通信関連部門においては、FPD用ガラスの生産能力の拡充を中心に883億3百万円の設備投資を行いました。

その他部門においては、ガラスファイバ及び超耐熱結晶化ガラスの生産能力拡充を中心に121億1百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における所要資金は、設備資金及び運転資金であり、これらを自己資金及び借入金でまかないました。また、連結子会社の所要資金については、連結有利子負債を圧縮する方針からグループ内での貸付けによる充当を中心とし、一部を借入金でまかないました。

(4) 主要な借入先（平成19年3月31日現在）

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|---------------------|-------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 167億円 |
| 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 141億円 |
| 株 式 会 社 滋 賀 銀 行 | 87億円 |

(5) 対処すべき課題

米国経済や原燃料価格、為替相場など不透明感が強く、全般的な経済環境は楽観を許さない状況です。

当社グループの事業分野では、主力のF P D用ガラスは今後も市場の拡大基調が続くものと見込まれます。しかし、需要先業界での競争は激しさを増しており、製品価格の動向等が懸念されます。C R T用ガラスは市場が縮小傾向にあるため、厳しい事業環境が続く見通しです。またガラスファイバや耐熱ガラス、電子部品用ガラスは概ね堅調に推移するものと予想されます。

損益面では、製品価格の動向をはじめ、生産性改善の進捗、設備投資の拡大や税制改正等に伴う償却負担の増加、原燃料価格の動向などが懸念されます。

このような中、当社といたしましては、現下の主たる経営課題に対して次のような諸施策をもって対処し、業績の維持・向上に力を注いでまいります。

(ディスプレイ用ガラス分野)

- ・ F P D用ガラス～設備増強等を通じた供給能力の引上げ、歩留まり改善などにより、需要拡大に対応するとともに収益性の維持・向上を図ります。同時に時代の方向性を見据え環境配慮製品への対応を着実に進めます。なお、今後の需要見通し等を踏まえ、本年末頃稼働を前提に製造設備の増設を計画しています。
- ・ C R T用ガラス～市場の縮小に対応した生産体制の見直しを行いつつ収益性の確保を図ってまいります。

(ガラスファイバ)

世界的な需要増加に対応するため供給能力の増強をさらに進めてまいります。具体的方策として、本年半ばの稼働を目指しマレーシア子会社において生産設備の新設工事を進めています。(有利子負債削減)

F P D用ガラス分野を中心に多額の設備投資が続いていますが、需要動向を見据えたタイムリーな設備投資に重点を置きつつ、一段の削減に取り組んでまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第85期 (15. 4～16. 3) | 第86期 (16. 4～17. 3) | 第87期 (17. 4～18. 3) | 第88期 (18. 4～19. 3) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 売 上 高 | 297,306百万円 | 310,198百万円 | 296,440百万円 | 336,410百万円 |
| 営 業 利 益 | 33,818百万円 | 51,108百万円 | 51,952百万円 | 84,585百万円 |
| 経 常 利 益 | 28,324百万円 | 49,236百万円 | 49,380百万円 | 81,425百万円 |
| 当 期 純 利 益 | 8,567百万円 | 11,954百万円 | 3,231百万円 | 40,358百万円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 52円73銭 | 36円97銭 | 9円71銭 | 126円55銭 |
| 総 資 産 | 514,690百万円 | 495,567百万円 | 486,016百万円 | 519,707百万円 |
| 純 資 産 | 208,247百万円 | 217,588百万円 | 231,004百万円 | 276,555百万円 |
| 1株当たり純資産額 | 1,304円04銭 | 681円50銭 | 723円87銭 | 852円83銭 |

(注) 1. 当社は、平成17年3月10日付をもって普通株式1株を2株に分割しているため、第86期の1株当たり当期純利益金額については、株式分割が期首に行われたものとして算出しています。

2. 第88期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。

(7) 重要な子会社の状況等（平成19年3月31日現在）

① 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金等 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|----------------------------------|--------------|---------|----------------------------------|
| ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd. | 358百万マレーシアドル | 100% | ディスプレイ用ガラス、ガラスファイバ及び耐熱用ガラスの製造、販売 |
| P.T. ニッポン・エレクトリック・グラス・インドネシア | 20百万米ドル | 75.0% | ディスプレイ用ガラスの加工、販売 |
| 福建電気硝子有限公司 | 127百万米ドル | 91.4% | ディスプレイ用ガラスの製造、販売 |
| 日本電気硝子（韓国）株式会社 | 5,000百万ウォン | 100% | ディスプレイ用ガラスの加工、販売 |
| 台湾電気硝子股份有限公司 | 207百万台湾ドル | 100% | ディスプレイ用ガラスの加工、販売 |
| 坡州電気硝子株式会社 | 36,000百万ウォン | 60.0% | ディスプレイ用ガラスの加工、販売 |

- (注) 1. 当社は、平成18年5月、福建電気硝子有限公司の財務支援を行うため、当社の同社に対する貸付金8,558百万円を出資金に振り替えました。これにより当社の同社に対する出資比率が91.4%となりました。
2. ニッポン・エレクトリック・グラス・UK Limitedは、平成18年6月に清算人が任命され、有効な支配従属関係がなくなったため、上表から除いています。
3. 当連結会計年度において、連結子会社3社を連結の範囲から除外しましたが、新規設立の子会社1社を連結の範囲に加えたことから、上記の重要な子会社6社を含め、連結子会社は合計22社となりました。

② 重要な関係会社の状況

日本電気株式会社は当社の総株主の議決権数の25.4%（間接所有分11.8%を含む）を実質的に保有しており、当社は同社の関連会社です。

(8) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

当社グループは、情報・通信関連向けガラスをはじめとする特殊ガラス製品及びガラス製造機械類の製造及び販売を主な事業としています。

なお、当事業年度より、情報・通信関連部門を「ディスプレイ用ガラス」と「電子部品用ガラス」に区分することに変更しましたが、これに合わせて各区分に係わる主要製品の記載についても以下のとおり見直しを行っています。

| 区 分 | | 主 要 製 品 |
|-----------|----------------|---|
| 情報・通信関連部門 | ディスプレイ用ガラス | 薄型パネルディスプレイ（FPD）用ガラス 液晶ディスプレイ（LCD）用ガラス 基板ガラス バックライト用ガラス プラズマディスプレイ（PDP）用ガラス 基板ガラス ガラスペースト ブラウン管（CRT）用ガラス |
| | 電子部品用ガラス | 光関連ガラス 光ファイバ接続用キャピラリ・フェルール 球レンズ部品 非球面レンズ用硝材<マイクロ・プリフォーム> 電子デバイス用ガラス 粉末ガラス 板ガラス 管ガラス |
| その他の部門 | ガラスファイバ | 機能樹脂用チョップドストランド プリント配線板用ヤーン 強化プラスチック用ロービング 耐アルカリ性ガラスファイバ |
| | 建築・耐熱・照明薬事用その他 | 建築用ガラス ガラスブロック 結晶化ガラス建材<ネオパリエ>・<ラピエ> 防火設備用ガラス<ファイアライト> 放射線遮へい用ガラス インテリア/エクステリア用ガラス |
| | | 耐熱ガラス 超耐熱結晶化ガラス<ネオセラム> 耐熱ガラス<ネオレックス> |
| | | 照明用ガラス 医薬・理化学用ガラス 魔法びん用ガラス ガラス製造機械 |

(9) 主要な営業所及び工場（平成19年3月31日現在）

① 当社

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------------|-----------------|
| 本 社 | 滋 賀 県 大 津 市 |
| 大 阪 営 業 所 | 大 阪 市 淀 川 区 |
| 東 京 営 業 所 | 東 京 都 港 区 |
| 大 津 事 業 場 | 滋 賀 県 大 津 市 |
| 藤 沢 事 業 場 | 神 奈 川 県 藤 沢 市 |
| 滋 賀 高 月 事 業 場 | 滋 賀 県 伊 香 郡 |
| 能 登 川 事 業 場 | 滋 賀 県 東 近 江 市 |
| 若 狭 上 中 事 業 場 | 福 井 県 三 方 上 中 郡 |
| 精密ガラス加工センター | 滋 賀 県 草 津 市 |

② 子会社

| 会 社 名 | 所 在 地 |
|---------------------------------|----------------|
| ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn.Bhd. | マレーシアセランゴール州 |
| P. T. ニッポン・エレクトリック・グラス・インドネシア | インドネシア共和国西ジャワ州 |
| 福建電気硝子有限公司 | 中華人民共和国福建省 |
| 日本電気硝子（韓国）株式会社 | 大韓民国慶尚北道 |
| 台湾電気硝子股份有限公司 | 台 湾 台 中 県 |
| 坡州電気硝子株式会社 | 大韓民国京畿道 |

(10) 従業員の状況（平成19年3月31日現在）

| 区 分 | 従 業 員 数 | |
|-----------|-------------|--------|
| ガ ラ ス 事 業 | 情報・通信関連部門 | 4,964名 |
| | そ の 他 部 門 | 1,146名 |
| | ガ ラ ス 事 業 計 | 6,110名 |
| そ の 他 | — | 30名 |
| 管 理 部 門 | | 75名 |
| 合 計 | | 6,215名 |

- (注) 1. 従業員数は、就業人員です。
2. 当社の従業員数は、1,949名です。

2. 会社の株式に関する事項（平成19年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 800,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 319,544,156株（うち、自己株式663,952株）

（注）平成19年3月5日開催の取締役会において、平成19年3月31日現在の株主に対し、平成19年4月1日付をもって普通株式1株を1.5株に分割するとともに、当社定款を変更し、発行可能株式総数を分割比率に応じて増加させる決議をしました。これにより、発行可能株式総数は400,000,000株増加し1,200,000,000株に、発行済株式の総数は159,772,078株増加し479,316,234株となりました。

- (3) 株主数 7,660名
 (4) 大株主

| 氏名又は名称 | 持株数 | 出資比率 |
|--|----------|-------|
| 日本電気株式会社 | 43,219千株 | 13.5% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口) | 37,187千株 | 11.6% |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー | 17,776千株 | 5.6% |
| ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン | 15,221千株 | 4.8% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 14,778千株 | 4.6% |
| ニブロ株式会社 | 11,883千株 | 3.7% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 10,507千株 | 3.3% |
| ゴールドマン・サックス・インターナショナル | 6,427千株 | 2.0% |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103 | 5,360千株 | 1.7% |
| 株式会社 滋賀銀行 | 5,271千株 | 1.6% |

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口）の持株数37,187千株は、日本電気株式会社保有する当社株式を退職給付信託に拠出したものであり、その議決権は日本電気株式会社実質的に保有しています。
2. フィデリティ投信株式会社から、平成19年1月15日付の変更報告書（大量保有報告書の変更報告書）の写しが当社に送付され、平成18年12月31日現在で同社が26,895千株を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。
3. キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及び共同保有者4社から、平成19年1月12日付の変更報告書（大量保有報告書の変更報告書）の写しが当社に送付され、平成19年1月4日現在で合計35,218千株を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成19年3月31日現在）

| 氏名 | 会社における地位 | 担当及び他の法人等の代表状況等 |
|-----------|------------------|---|
| 森 哲 次 | 取締役会長 (代表取締役) | 社長執行役員（担当：監査） 専務執行役員〔統括：電子部品事業、薄膜事業、 開発、環境管理、製造技術、 工務、施設〕 電子部品事業本部長 東陽電子硝子株式会社代表理事 |
| 井 筒 雄 三 | 社 長 (代表取締役) | |
| 加 藤 博 | 取 締 役 | |
| 稲 田 勝 美 | 取 締 役 | 専務執行役員〔統括：コンシューマーガラス事業、 ガラス繊維事業、建材事業〕 コンシューマーガラス事業本部長兼ガラス繊維事業本部長 常務執行役員〔統括：液晶板ガラス事業、プラズマ 板ガラス事業〕 液晶板ガラス事業本部長 |
| 有 岡 雅 行 | 取 締 役 | |
| 阿 閉 正 美 | 取 締 役 | 常務執行役員（担当：総務、経理、資材） 常務執行役員〔統括：特許 担当：技術、技術開発、研究〕 株式会社電気硝子特許センター社長 |
| 山 本 茂 | 取 締 役 | |
| 稲 増 耕 一 | 取 締 役 | 常務執行役員（統括：CRT事業） CRT事業本部長 ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd. 社長 |
| 林 稔 雄 | 常 勤 監 査 役 | 弁護士 日本電気株式会社執行役員 |
| 安 田 齋 | 常 勤 監 査 役 | |
| 竹 内 卓 郎 | 監 査 役 | |
| 岡 田 不 二 郎 | 監 査 役 | |

- (注) 1. 小野隆男氏は、平成18年6月29日開催の第87期定時株主総会終了時をもって監査役を辞任しました。
2. 監査役竹内卓郎、岡田不二郎の両氏は、社外監査役です。
3. 当社は執行役員制度を採用しています。「担当及び他の法人等の代表状況等」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務に係るものです。また、平成19年3月31日現在、取締役でない執行役員は11名が在任しています。
4. 平成19年4月1日付をもって取締役阿閉正美氏の「担当及び他の法人等の代表状況等」が次のとおりとなりました。

| 氏名 | 会社における地位 | 担当及び他の法人等の代表状況等 |
|---------|----------|---------------------------|
| 阿 閉 正 美 | 取 締 役 | 常務執行役員〔統括：経理 担当：総務、資材〕 |

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分 | 人 数 | 報 酬 等 の 総 額 |
|-------|-----|-------------|
| 取 締 役 | 8名 | 314百万円 |
| 監 査 役 | 4名 | 49百万円 |
| 計 | 12名 | 364百万円 |

(注) なお、取締役の報酬等の額には、平成19年6月28日開催の第88期定時株主総会において決議予定の取締役賞与100百万円を含めています。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の会社における業務執行取締役等、社外役員の兼任状況（平成19年3月31日現在）

| 区 分 | 氏 名 | 兼 務 状 況 |
|-------|-----------|--------------|
| 監 査 役 | 岡 田 不 二 郎 | 日本電気株式会社執行役員 |

(注) 当社は日本電気株式会社の関連会社です。当社は日本電気株式会社に対して一部のガラス製品の販売を、また、同社は当社に対して一部のコンピューター、通信機器等の販売、保守、通信サービスの提供等を行っています。

② 当該事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|-------|-----------|---|
| 監 査 役 | 竹 内 卓 郎 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会のうち、それぞれ約8割に出席し、主に弁護士としての専門的な立場から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。 |
| 監 査 役 | 岡 田 不 二 郎 | 当事業年度において平成18年6月29日就任以降開催した取締役会の約8割、監査役会の約7割に出席し、主に企業法務の立場から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負担する場合において、当社の社外監査役としての職務の遂行につき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、社外監査役の当社に対する損害賠償責任の限度とする旨の責任限定契約を締結しています。

④ 社外役員の報酬等の総額

| 人 数 | 報 酬 等 の 総 額 |
|-----|-------------|
| 2名 | 6百万円 |

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支 払 額 |
|---------------------------------|-------|
| 公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額 | 39百万円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 56百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査に係る報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等を含めています。

2. 「1. 企業集団の現況に関する事項」の「(7) 重要な子会社の状況等」に記載の当社の重要な子会社6社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務である財務報告に係る内部統制の評価作業に関連した助言業務についての対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任します。

また、当社都合の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得て又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案します。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ内への法令遵守、企業倫理の周知徹底を継続的に行う専門組織としてコンプライアンス委員会を設置し、①企業理念、グループ企業行動憲章、グループ企業行動規範の改訂の立案及びこれらを当社グループ各社に浸透させるための諸施策の企画、立案、実施、②国内外の関係法令及び社会情勢の動向などコンプライアンスに関する情報の収集、分析、教育研修、③内部通報制度（窓口：コンプライアンス委員会及び弁護士事務所）の運用を行う。

内部監査部門（監査部）は、適宜、内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（稟議その他の決裁書、会議議事録など）は、法令のほか会社が定める規程、ガイドライン等に基づいて、適切に保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が重要と認識している会社の事業に関するリスク（コンプライアンス、財務、環境、災害、貿易管理、情報管理、品質、安全衛生等）については、担当部署又は専門委員会が、必要に応じて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成などの対応を行う。また、新たに生じたリスクについては、社長執行役員が速やかに対応責任者を決定し対策を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営目標を明確にし効率的に業務運営を行うため、執行役員制度及び事業部制を導入するとともに、毎年、取締役会において事業部門別及び全社ベースの年度予算（ビジネスプラン）を定める。また、業績は月次レベルで管理するとともに、経営上の重要事項については取締役会、経営会議、事業部会議等で多面的に審議、検討する。

適時に必要な情報が必要な関係者に伝わり適切な判断がなされるために、電子決裁システムなどIT技術を活用する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員の判断・行動基準となる「グループ企業行動憲章」、「グループ企業行動規範」を制定・周知するとともに、内部通報制度を運用する。

また、子会社に役員を派遣するほか本社管理部門又は関係する事業部が子会社と定期的に情報交換等を行うなど、適宜、子会社の経営上の課題等を把握・解決する。

このほか、当社と子会社の経営トップが必要に応じ会議等を行い、経営効率の向上を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

総務部に所属する従業員が必要に応じて監査役の職務を補助する。また、当該従業員の異動等の取り扱いについては、監査役の意見を尊重する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項について、事前又は事後に速やかに報告を行う。また、内部通報制度の運営状況、内部監査の実施状況についても、その責任者が適宜報告を行う。

このほか、取締役及び従業員は、監査役会が要求した場合には速やかに報告を行う。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、適宜、代表取締役、監査法人及び監査部と意見交換を行う。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。もともと、上場会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、会社を支配する者の在り方は、最終的に当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為等（以下、大規模買付行為という）の中には、株主に株式の売却を事実上強制する恐れのあるものや株主が買付の条件等について検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものもあります。このような大規模買付行為を行う者（以下、大規模買付者という）は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社の売上の大部分は、特定の限られた顧客との取引に依存しており、これら顧客との緊密な取引関係を重視した経営と事業活動を行わなければ、継続して企業価値を高めることはできません。

また、半世紀を越えて蓄積した特殊ガラス・ハイテクガラスに関する専門知識・技術・ノウハウ、取引先との強固な関係、信頼に基づく良好な労使関係も、当社の重要な経営資源です。当社では、これらの経営資源の蓄積を最大限活用しつつ、

- 顧客の新たなニーズを早期にキャッチし、研究開発・製造・営業各部門が連携する当社独自の開発体制をもとに保有する要素技術を応用・援用し、短期間に顧客の求める新製品を開発・供給すること
- 事業環境の変化に的確に対応しつつ、F P D 関連など成長分野に重点的に経営資源を投入すること
- 常に技術レベルの向上に努め、より効率的な生産・供給体制を築き、収益性を高めること
- 特殊ガラス・ハイテクガラス素材をベースに複合技術を強化・拡充し、機能商品分野へと事業を展開すること

により、より長期的な視点から企業価値の増大に努めることとしております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社では次のような大規模買付ルールを定めています。

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する一定の評価期間が経過した後、大規模買付行為が開始されるべきである、というものです。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合や、遵守されている場合でも当社に回復しがたい損害を与えるなど当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合は、対抗措置として新株予約権の無償割当を行うことがあります。

大規模買付ルールの概要は、次のとおりです。

- ① 大規模買付ルール遵守表明書の提出（大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、取締役会宛に大規模買付ルールに従う旨の表明書を提出していただきます。）
- ② 大規模買付情報の提供（大規模買付ルール遵守表明書を受領後、大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付し、当該リストに記載の情報を提供していただきます。当該情報は、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。）
- ③ 取締役会による評価検討（取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間又は90日間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間として与えられるものとします。取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、取締役会としての意見を取

りまとめ、公表します。また、取締役会が必要と判断した場合、株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。大規模買付行為は、この取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。)

(4) 上記(2)(3)の取り組みが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益を損なうものでなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

(2)(3)の取り組みは、合理的な範囲で利用されるように、以下の仕組みを備えています。

- ① 経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の三原則を充足していること
- ② 大規模買付行為が適切なものであるか否かを株主の皆さまが判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまの為に交渉を行うことなどを可能とすることで、株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- ③ 本大規模買付ルールに係る対応方針の導入を株主総会においてご承認をいただいたこと、また、本対応方針の有効期間を3年間と設定していることなど、株主の皆さまの意向が反映される仕組みにしており、株主意思を重視するものであること
- ④ 取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除するため、本対応方針の運営に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置することで、独立性の高い社外者の判断を重視していること
- ⑤ 本対応方針においては、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、取締役会による恣意的な発動を防止する為の仕組みを確保していること
- ⑥ 特別委員会は、当社の費用で、弁護士、公認会計士など独立した第三者の助言を受けることができ、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっていること
- ⑦ 本対応方針は、株主総会で廃止することができるものとされており、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではないこと

なお、本対応方針の詳細は、当社ホームページ（平成18年5月9日付開示資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」（<http://www.neg.co.jp/>））をご覧ください。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てています。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 208,719 | 流動負債 | 198,308 |
| 現金及び預金 | 85,391 | 支払手形及び買掛金 | 47,302 |
| 受取手形及び売掛金 | 72,890 | 短期借入金 | 72,315 |
| たな卸資産 | 39,773 | 一年以内に償還予定の社債 | 20,000 |
| 繰延税金資産 | 8,839 | 未払金 | 30,748 |
| その他 | 2,451 | 未払法人税等 | 15,890 |
| 貸倒引当金 | △ 626 | その他の引当金 | 629 |
| | | その他 | 11,421 |
| 固定資産 | 310,988 | 固定負債 | 44,842 |
| 有形固定資産 | 274,683 | 社債 | 20,000 |
| 建物及び構築物 | 39,440 | 長期借入金 | 3,980 |
| 機械装置及び運搬具 | 194,600 | 特別修繕引当金 | 14,869 |
| 土地 | 15,362 | その他の引当金 | 1,652 |
| 建設仮勘定 | 21,839 | その他 | 4,339 |
| その他 | 3,440 | 負債合計 | 243,151 |
| 無形固定資産 | 888 | (純資産の部) | |
| のれん | 234 | 株主資本 | 263,671 |
| その他 | 653 | 資本金 | 18,385 |
| 投資その他の資産 | 35,417 | 資本剰余金 | 20,129 |
| 投資有価証券 | 24,082 | 利益剰余金 | 225,961 |
| 繰延税金資産 | 7,818 | 自己株式 | △ 805 |
| その他 | 3,912 | 評価・換算差額等 | 8,279 |
| 貸倒引当金 | △ 190 | その他有価証券評価差額金 | 6,969 |
| 投資損失引当金 | △ 205 | 為替換算調整勘定 | 1,309 |
| | | 少数株主持分 | 4,605 |
| 資産合計 | 519,707 | 純資産合計 | 276,555 |
| | | 負債及び純資産合計 | 519,707 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------------|---------|
| 売 上 高 | 336,410 |
| 売 上 原 価 | 225,213 |
| 売 上 総 利 益 | 111,196 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 26,611 |
| 営 業 利 益 | 84,585 |
| 営 業 外 収 益 | |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 | 1,602 |
| そ の 他 | 1,440 |
| 営 業 外 費 用 | |
| 支 払 利 息 | 1,390 |
| 仕 損 品 損 失 | 1,119 |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 1,191 |
| そ の 他 | 2,501 |
| 経 常 利 益 | 81,425 |
| 特 別 利 益 | |
| 前 期 損 益 修 正 益 | 708 |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 316 |
| そ の 他 | 10 |
| 特 別 損 失 | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 999 |
| 固 定 資 産 臨 時 償 却 費 | 1,783 |
| 減 損 損 失 | 15,088 |
| 製 品 補 償 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 990 |
| そ の 他 | 224 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | 63,375 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 17,596 |
| 過 年 度 法 人 税 等 | △ 1,443 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 7,135 |
| 少 数 株 主 損 失 | △ 271 |
| 当 期 純 利 益 | 40,358 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位 百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成18年3月31日残高 | 18,385 | 20,123 | 185,672 | △ 647 | 223,535 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当(注2) | - | - | △ 1,594 | - | △ 1,594 |
| 剰余金の配当 | - | - | △ 1,594 | - | △ 1,594 |
| 取締役賞与(注2) | - | - | △ 132 | - | △ 132 |
| 当期純利益 | - | - | 40,358 | - | 40,358 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | △ 162 | △ 162 |
| 自己株式の処分 | - | 6 | - | 4 | 10 |
| 中国会計基準による減少額 | - | - | △ 0 | - | △ 0 |
| 連結範囲の変更による増加額 | - | - | 3,251 | - | 3,251 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | - | - | - | - | - |
| 連結会計年度中の変動額合計 | - | 6 | 40,288 | △ 158 | 40,136 |
| 平成19年3月31日残高 | 18,385 | 20,129 | 225,961 | △ 805 | 263,671 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------|-------------------------|-------------|---------------------|-------------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 為 替 換 算 調 整 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | | |
| 平成18年3月31日残高 | 7,098 | 371 | 7,469 | 4,359 | 235,364 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当(注2) | - | - | - | - | △ 1,594 |
| 剰余金の配当 | - | - | - | - | △ 1,594 |
| 取締役賞与(注2) | - | - | - | - | △ 132 |
| 当期純利益 | - | - | - | - | 40,358 |
| 自己株式の取得 | - | - | - | - | △ 162 |
| 自己株式の処分 | - | - | - | - | 10 |
| 中国会計基準による減少額 | - | - | - | - | △ 0 |
| 連結範囲の変更による増加額 | - | - | - | - | 3,251 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △ 128 | 938 | 810 | 245 | 1,055 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △ 128 | 938 | 810 | 245 | 41,191 |
| 平成19年3月31日残高 | 6,969 | 1,309 | 8,279 | 4,605 | 276,555 |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 22社

主要な連結子会社の名称

ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd.、P. T. ニッポン・エレクトリック・グラス・インドネシア、福建電気硝子有限公司、日本電気硝子（韓国）株式会社、台湾電気硝子股份有限公司、坡州電気硝子株式会社

新規設立の電気硝子（上海）広電有限公司を連結の範囲に加えています。

ニッポン・エレクトリック・グラス・オハイオInc. 及びニッポン・エレクトリック・グラス・メキシコS. A. de C. V. は、それぞれ連結総資産、連結売上高、連結当期純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しています。また、ニッポン・エレクトリック・グラス・UK Limitedは、平成18年6月に清算人が任命され、有効な支配従属関係がなくなったことにより当中間連結会計期間末に連結の範囲から除外し中間損益計算書のみ連結しています。以上により当連結会計年度において連結子会社の数が2社減少しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

ニッポン・エレクトリック・グラス・オハイオInc.、ニッポン・エレクトリック・グラス・メキシコS. A. de C. V.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な非連結子会社及び関連会社の名称

ニッポン・エレクトリック・グラス・オハイオInc.、ニッポン・エレクトリック・グラス・メキシコS. A. de C. V.、サンゴバン・ティーエム株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結当期純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社（ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd. ほか9社）の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

② デリバティブ

時価法を採用しています。

③ たな卸資産

製品

主として移動平均法による低価法を採用しています。

その他

主として移動平均法による原価法を採用しています。また、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法を採用しています。

また、在外連結子会社は主として定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

機械装置及び運搬具 9～13年

(追加情報)

耐用年数の変更

情報・通信関連部門における製造設備の一部について、耐用年数の見直しを行い、当連結会計年度から耐用年数を短縮しました。これは当社製品を使用した最終製品の市場での競争が激化し、当社の製造設備について経済的耐用年数が実質的に短くなっていると認められたことによるものです。また、同製造設備について、過年度分の臨時償却を行いました。

これらの変更により、従来と同様の方法によった場合と比較して、減価償却費が4,004百万円増加し、営業利益及び経常利益は1,838百万円、税金等調整前当期純利益は3,622百万円それぞれ減少しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

- ② 投資損失引当金
関係会社への投資に係る損失に備えるため、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しています。
 - ③ 製品補償損失引当金
当社製品の一部について発生した今後必要と見込まれる補償費用の支出に備えるため、対象製品の出荷数に基づき算定した発生予測金額を計上しています。
 - ④ 役員賞与引当金
取締役賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。
 - ⑤ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務の金額を計上しています。
なお、対象となる従業員が少なく、退職給付の重要性が乏しいため、退職給付債務の金額は、簡便法（当連結会計年度末自己都合要支給額）によっています。
 - ⑥ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。ただし、当社においては平成16年6月に役員退職慰労金制度を廃止したため、平成16年7月以降については追加計上しておりません。
 - ⑦ 特別修繕引当金
ガラス溶解炉の定期的な大規模修繕に備えるため、次回修繕に要する見積修繕金額を次回修繕までの期間を基準として配分しています。
- (4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しています。
- (5) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、在外連結子会社は通常の売買取引に準じた会計処理によっています。
- (6) ヘッジ会計の方法
通貨スワップ取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しています。
- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価は、全面時価評価法によっています。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更)

1. 役員賞与引当金

当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しています。

なお、この変更による連結計算書類に与える影響は軽微です。

2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。

なお、これまでの「資本の部」の合計に相当する金額は、271,950百万円です。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

293,707百万円

2. 圧縮記帳

過年度に取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額は、土地842百万円並びに機械装置及び運搬具34百万円です。

3. 保証債務等

当社従業員の金融機関からの借入債務に対する保証

1,513百万円

その他の偶発債務

当社は、ニッポン・エレクトリック・グラス・UK Limitedの法的清算にあたり、清算人等に対し次の事項について補償を行うことの保証状を差し入れています。

(1) 清算人等が清算に関連して負う責任、費用等

(2) 清算人の報酬

なお、補償の総額は、保証状差し入れ後当社が同社から受け取る金額及びこれに対する利息を超えません。

受取手形割引高

86百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数

319,544,156株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決 議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基 準 日 | 効 力 発 生 日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成18年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,594 | 5.00 | 平成18年3月31日 | 平成18年6月30日 |
| 平成18年10月25日 取締役会 | 普通株式 | 1,594 | 5.00 | 平成18年9月30日 | 平成18年12月5日 |

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------|-----------------|------------|------------|
| 平成19年6月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,913 | 利益 剰余金 | 6.00 | 平成19年3月31日 | 平成19年6月29日 |

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-----------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 852円83銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 126円55銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

1. 株式の分割

当社は、平成19年3月5日開催の取締役会決議に基づき、株式の分割を行ったため、平成19年4月1日付をもって発行済株式の総数が159,772,078株増加しました。

当該株式の分割の内容は次のとおりです。

- (1) 平成19年4月1日付をもって、普通株式1株を1.5株に分割する。
- (2) 分割の方法

平成19年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき1.5株の割合をもって分割する。

当該株式の分割が期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

- | | |
|--------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 568円55銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 84円37銭 |

2. 重要な設備投資計画の決定

当社は、平成19年4月26日開催の取締役会において、FPD用ガラス分野における需要拡大に対応するため、同基板ガラス製造設備増設計画を決議しました。

滋賀高月事業場において、投資予定額約350億円、本年末頃の稼動を前提に増設する計画であり、これにより同基板ガラスの生産能力は約10%増加する見込みです。

(注) 各注記における記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位 百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 172,993 | 流動負債 | 190,285 |
| 現金及び預金 | 54,130 | 買掛金 | 46,633 |
| 受取手形 | 3,466 | 短期借入金 | 65,756 |
| 売掛金 | 69,143 | 一年以内に返済予定の長期借入金 | 4,078 |
| 製品及び商品 | 10,540 | 一年以内に償還予定の社債 | 20,000 |
| 半製品及び仕掛品 | 11,471 | 未払金 | 25,290 |
| 原材料及び貯蔵品 | 8,803 | 未払費用 | 6,874 |
| 繰延税金資産 | 6,777 | 未払法人税等 | 14,300 |
| その他 | 8,748 | その他の引当金 | 609 |
| 貸倒引当金 | △88 | その他 | 6,742 |
| 固定資産 | 279,890 | 固定負債 | 42,707 |
| 有形固定資産 | 213,932 | 社債 | 20,000 |
| 建物及び構築物 | 29,589 | 長期借入金 | 3,107 |
| 機械及び装置 | 158,283 | 特別修繕引当金 | 14,869 |
| 運搬具及び工具器具備品 | 2,379 | その他の引当金 | 411 |
| 土地 | 9,093 | その他 | 4,318 |
| 建設仮勘定 | 14,585 | 負債合計 | 232,993 |
| 無形固定資産 | 207 | (純資産の部) | |
| 施設利用権 | 62 | 株主資本 | 212,921 |
| その他 | 145 | 資本金 | 18,385 |
| 投資その他の資産 | 65,750 | 資本剰余金 | 20,129 |
| 投資有価証券 | 20,674 | 資本準備金 | 20,115 |
| 関係会社株式 | 24,636 | その他資本剰余金 | 14 |
| 関係会社出資金 | 11,598 | 利益剰余金 | 175,211 |
| 繰延税金資産 | 5,157 | 利益準備金 | 2,988 |
| その他 | 7,017 | その他利益剰余金 | 172,223 |
| 貸倒引当金 | △180 | 別途積立金 | 125,770 |
| 投資損失引当金 | △3,153 | 繰越利益剰余金 | 46,453 |
| 資産合計 | 452,884 | 自己株式 | △805 |
| | | 評価・換算差額等 | 6,969 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 6,969 |
| | | 純資産合計 | 219,891 |
| | | 負債及び純資産合計 | 452,884 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位 百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | |
|---------------------------------|---------|-----------|----------------|-------------|-----------|----------|------------------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | | |
| | | 資本準備金 | そ の 他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金 合計 |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 剰 余 金 | |
| 平成18年3月31日残高 | 18,385 | 20,115 | 8 | 20,123 | 2,988 | 119,770 | 13,790 | 136,548 | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当(注2) | - | - | - | - | - | - | △ 1,594 | △ 1,594 | |
| 剰 余 金 の 配 当 | - | - | - | - | - | - | △ 1,594 | △ 1,594 | |
| 取締役賞与(注2) | - | - | - | - | - | - | △ 99 | △ 99 | |
| 別途積立金の積立 | - | - | - | - | - | 6,000 | △ 6,000 | - | |
| 当 期 純 利 益 | - | - | - | - | - | - | 41,950 | 41,950 | |
| 自己株式の取得 | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 自己株式の処分 | - | - | 6 | 6 | - | - | - | - | |
| 株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額) | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | 6 | 6 | - | 6,000 | 32,662 | 38,662 | |
| 平成19年3月31日残高 | 18,385 | 20,115 | 14 | 20,129 | 2,988 | 125,770 | 46,453 | 175,211 | |

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 そ の 他 有 価 証券評価 差 額 | 純資産合計 |
|---------------------------------|---------|----------------|--|---------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | | |
| 平成18年3月31日残高 | △ 647 | 174,411 | 7,098 | 181,509 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当(注2) | - | △ 1,594 | - | △ 1,594 |
| 剰 余 金 の 配 当 | - | △ 1,594 | - | △ 1,594 |
| 取締役賞与(注2) | - | △ 99 | - | △ 99 |
| 別途積立金の積立 | - | - | - | - |
| 当 期 純 利 益 | - | 41,950 | - | 41,950 |
| 自己株式の取得 | △ 162 | △ 162 | - | △ 162 |
| 自己株式の処分 | 4 | 10 | - | 10 |
| 株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額) | - | - | △ 128 | △ 128 |
| 事業年度中の変動額合計 | △ 158 | 38,510 | △ 128 | 38,382 |
| 平成19年3月31日残高 | △ 805 | 212,921 | 6,969 | 219,891 |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) デリバティブ

時価法を採用しています。

(3) たな卸資産

製品については移動平均法による低価法を、仕掛品については先入先出法による原価法を、その他のたな卸資産については移動平均法による原価法をそれぞれ採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

機械及び装置 9～13年

(追加情報)

耐用年数の変更

情報・通信関連部門における製造設備の一部について、耐用年数の見直しを行い、当事業年度から耐用年数を短縮しました。これは当社製品を使用した最終製品の市場での競争が激化し、当社の製造設備について経済的耐用年数が実質的に短くなっていると認められたことによるものです。また、同製造設備について、過年度分の臨時償却を行いました。

これらの変更により、従来と同様の方法によった場合と比較して、減価償却費が4,032百万円増加し、営業利益及び経常利益は1,851百万円、税引前当期純利益は3,651百万円それぞれ減少しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、純資産価額等を勘案して必要と認められる額を計上しています。

(3) 製品補償損失引当金

当社製品の一部について発生した今後必要と見込まれる補償費用の支出に備えるため、対象製品の出荷数に基づき算定した発生予測金額を計上しています。

(4) 役員賞与引当金

取締役賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の金額を計上しています。なお、対象となる従業員が少なく、退職給付の重要性が乏しいため、退職給付債務の金額は、簡便法（当事業年度末自己都合要支給額）によっています。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。ただし、平成16年6月に役員退職慰労金制度を廃止したため、平成16年7月以降については追加計上しておりません。

(7) 特別修繕引当金

ガラス溶解炉の定期的な大規模修繕に備えるため、次回修繕に要する見積修繕金額を次回修繕までの期間を基準として配分しています。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(会計処理方法の変更)

1. 役員賞与引当金

当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しています。

なお、この変更による計算書類に与える影響は軽微です。

2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しています。

なお、これまでの「資本の部」の合計に相当する金額は、219,891百万円です。

(貸借対照表等に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

209,012百万円

2. 圧縮記帳

過年度に取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額は、土地842百万円並びに機械及び装置34百万円です。

| | |
|---|------------|
| 3. 保証債務等 | |
| 子会社の売掛債権一括信託に係る債務等に対する保証 | 6,075百万円 |
| 子会社及び従業員の金融機関からの借入債務に対する保証 | 2,428百万円 |
| その他の偶発債務 | |
| 当社は、ニッポン・エレクトリック・グラス・UK Limitedの法的清算にあたり、清算人等に対し次の事項について補償を行うことの保証状を差し入れています。 | |
| (1) 清算人等が清算に関連して負う責任、費用等 | |
| (2) 清算人の報酬 | |
| なお、補償の総額は、保証状差し入れ後当社が同社から受け取る金額及びこれに対する利息を超えません。 | |
| 受取手形割引高 | 86百万円 |
| 4. 関係会社に対する金銭債権・債務 | |
| 短期金銭債権 | 29,108百万円 |
| 長期金銭債権 | 3,887百万円 |
| 短期金銭債務 | 21,792百万円 |
| (損益計算書に関する注記) | |
| 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 102,421百万円 |
| 仕入高 | 77,579百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 14,290百万円 |
| (株主資本等変動計算書に関する注記) | |
| 当事業年度の末日における自己株式の数 | 663,952株 |
| (税効果会計に関する注記) | |
| 繰延税金資産の発生の主な原因は、特別修繕引当金損金算入限度超過額、退職給付制度移行時未払金、たな卸資産評価損及び投資有価証券評価損によるものであり、また、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金によるものです。 | |
| (リースにより使用する固定資産に関する注記) | |
| 貸借対照表に計上した固定資産以外に、事務用機器等の一部について、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。 | |
| (1株当たり情報に関する注記) | |
| 1. 1株当たり純資産額 | 689円57銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 131円54銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

1. 株式の分割

当社は、平成19年3月5日開催の取締役会決議に基づき、株式の分割を行ったため、平成19年4月1日付をもって発行済株式の総数が159,772,078株増加しました。

当該株式の分割の内容は次のとおりです。

(1) 平成19年4月1日付をもって、普通株式1株を1.5株に分割する。

(2) 分割の方法

平成19年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき1.5株の割合をもって分割する。

当該株式分割が期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

| | |
|--------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 459円72銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 87円70銭 |

2. 重要な設備投資計画の決定

当社は、平成19年4月26日開催の取締役会において、FPD用ガラス分野における需要拡大に対応するため、同基板ガラス製造設備増設計画を決議しました。

滋賀高月事業場において、投資予定額約350億円、本年末頃の稼動を前提に増設する計画であり、これにより同基板ガラスの生産能力は約10%増加する見込みです。

(注) 各注記における記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 19 年 5 月 17 日

日本電気硝子株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

| | | | |
|------------------------|-----------|---------|---|
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 園 木 宏 | Ⓔ |
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 中 尾 正 孝 | Ⓔ |
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 上 野 直 樹 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電気硝子株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年3月5日開催の取締役会決議に基づき、平成19年4月1日付をもって、株式分割を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 19 年 5 月 17 日

日本電気硝子株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

| | | | |
|------------------------|-----------|---------|---|
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 園 木 宏 | Ⓔ |
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 中 尾 正 孝 | Ⓔ |
| 指 定 社 員 業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 上 野 直 樹 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年3月5日開催の取締役会決議に基づき、平成19年4月1日付をもって、株式分割を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図るとともに、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下の通り監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容について検討を加え、とともに、当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
- (3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (5) さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 19 年 5 月 18 日

日本電気硝子株式会社監査役会

| | | | |
|-------|---|---|------------------|
| 常勤監査役 | 林 | 稔 | 雄 [㊟] |
| 常勤監査役 | 安 | 田 | 齋 [㊟] |
| 社外監査役 | 竹 | 内 | 卓 郎 [㊟] |
| 社外監査役 | 岡 | 田 | 不二郎 [㊟] |

以 上

(ご参考)

1. 連結キャッシュ・フローの状況 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位 百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|------------------|----------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 107,784 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 95,959 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 9,432 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 2,452 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 86,321 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 85,391 |

2. セグメント情報

所在地別セグメント情報 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位 百万円)

| | 日 本 | ア ジ ア | その他の地域 | 計 | 消去又は全社 | 連 結 |
|-----------------------|---------|---------|--------|---------|-----------|---------|
| I. 売上高及び営業損益 | | | | | | |
| 売上高 | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する売上高 | 174,278 | 158,768 | 3,363 | 336,410 | — | 336,410 |
| (2) セグメント間の内部売上高又は振替高 | 99,397 | 11,896 | 187 | 111,482 | (111,482) | — |
| 計 | 273,676 | 170,664 | 3,551 | 447,892 | (111,482) | 336,410 |
| 営業費用 | 194,901 | 167,561 | 3,530 | 365,993 | (114,168) | 251,825 |
| 営業利益 | 78,775 | 3,103 | 20 | 81,899 | 2,686 | 84,585 |
| II. 資産 | 384,385 | 137,279 | 2,970 | 524,634 | (4,927) | 519,707 |

海外売上高 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位 百万円)

| | ア ジ ア | その他の地域 | 計 |
|-------------------|---------|--------|---------|
| 海外売上高 | 187,211 | 20,901 | 208,113 |
| 連結売上高 | | | 336,410 |
| 連結売上高に占める海外売上高の割合 | 55.7% | 6.2% | 61.9% |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保に努めるとともに、株主の皆さまに対し業績の変動に大きく影響されることなく長期的に安定した利益還元を続けることを基本とし、財務状況等も勘案しながら配当金額を決定しています。当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度はCRT用ガラスからFPD用ガラスへの事業構造転換に一応の目途を得、FPD用ガラスの市場拡大を背景に連結・単独ともに増収・増益を達成できたことから、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするべく次のとおりとさせていただきたいと存じます。

内部留保資金は、将来を見据えた研究開発、FPD用ガラスを中心とした今後の事業拡充等に備えるものとし、企業価値の向上を通じて株主の皆さまのご期待にお応えしてまいります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額1,913,281,224円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月29日

2. 別途積立金の積立に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 30,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 30,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

補欠として選任された監査役の任期を退任監査役の残任期間とするため、変更案第32条第2項を新設するものです。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり変更したいと存じます。（下線は変更部分）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(任 期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(任 期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</p> <p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員8名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため取締役1名を増員することとし、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------|---|------------|
| 1 | 森 哲 次 (昭和12年1月2日) | 昭和34年4月 当社入社 昭和57年6月 取締役就任 昭和63年6月 常務取締役就任 平成2年6月 専務取締役就任 平成4年6月 副社長就任 平成8年6月 社長就任 平成14年6月 社長執行役員就任 平成15年6月 取締役副会長就任 平成17年6月 取締役会長就任 (現任) | 74,682株 |
| 2 | 井 筒 雄 三 (昭和19年12月12日) | 昭和42年4月 当社入社 平成8年6月 取締役就任 平成12年6月 常務取締役就任 平成14年6月 取締役就任 専務執行役員就任 平成15年6月 社長就任 (現任) 社長執行役員就任 (現任) 〔執行役員の業務分担〕 担当：監査 | 37,000株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------|---|------------|
| 3 | 加藤 博 (昭和22年1月12日) | 昭和44年4月 当社入社 平成6年11月 CRT事業部CRT事業部CRT第二製造統括部長 平成7年11月 ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd. 社長就任 平成10年6月 当社取締役就任(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成15年6月 常務執行役員就任 平成17年6月 電子部品事業本部長(現任) 平成18年4月 専務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：電子部品事業、薄膜事業、開発、環境管理、製造技術、工務、施設 〔他の法人等の代表状況〕 東陽電子硝子株式会社代表理事 | 20,000株 |
| 4 | 稲田勝美 (昭和23年6月17日) | 昭和46年4月 当社入社 平成7年11月 電子部品事業本部電子部品事業部長 平成10年6月 取締役就任(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成15年6月 常務執行役員就任 平成17年6月 ガラス繊維事業本部長(現任) 平成18年4月 専務執行役員就任(現任) コンシューマーガラス事業本部長(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：コンシューマーガラス事業、ガラス繊維事業、建材事業 | 21,200株 |
| 5 | 有岡雅行 (昭和23年9月28日) | 昭和53年4月 当社入社 平成9年3月 ガラス繊維事業本部ガラス繊維事業部長 平成11年6月 取締役就任(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成16年6月 常務執行役員就任(現任) 平成17年6月 液晶板ガラス事業本部長(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：液晶板ガラス事業、プラズマ板ガラス事業 | 18,000株 |
| 6 | 阿閉正美 (昭和23年1月3日) | 昭和46年4月 当社入社 平成9年6月 経理部長 平成12年6月 取締役就任(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成16年6月 常務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：経理 担当：総務、資材 | 24,200株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------|--|------------|
| 7 | 山本 茂 (昭和28年12月19日) | 昭和53年4月 当社入社 平成9年10月 技術部長 平成14年6月 執行役員就任 平成17年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：特許 担当：技術、技術開発、研究 〔他の法人等の代表状況〕 株式会社電気硝子特許センター社長 | 3,000株 |
| 8 | 稲増 耕一 (昭和27年1月30日) | 昭和49年4月 当社入社 平成10年6月 人事部長 平成14年6月 執行役員就任 平成18年4月 CRT事業本部長(現任) 平成18年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：CRT事業 〔他の法人等の代表状況〕 ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd. 社長 | 9,000株 |
| 9 | 伊藤 修二 (昭和23年12月18日) | 昭和46年4月 当社入社 平成11年5月 製造技術部長(現任) 平成13年6月 執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 担当：環境管理、製造技術、工務、施設 | 2,200株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、執行役員制度を採用しています。「略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務分担を記載しています。
3. 所有する当社の株式数は、平成19年3月31日現在の所有株式数を記載しています。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役安田 齋、竹内卓郎の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、監査役林 稔雄氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、あらためて監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------|--|------------|
| 1 | 安田 齋 (昭和24年1月28日) | 昭和46年4月 当社入社 平成10年6月 総務部長 平成15年6月 常勤監査役就任(現任) | 8,406株 |
| 2 | 竹内卓郎 (昭和24年5月28日) | 昭和59年4月 弁護士登録 長島・大野法律事務所(現 長島・大野・常松法律事務所)入所 平成5年10月 徳田・竹内法律事務所開設 平成13年5月 竹内法律事務所開設(現在) 平成15年6月 当社監査役就任(現任) | なし |
| 3 | 宮元信廣 (昭和25年12月3日) | 昭和48年4月 当社入社 平成13年6月 特許部長(現任) 平成18年6月 執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 担当:特許 | 2,000株 |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数は、平成19年3月31日現在の所有株式数を記載しています。
3. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりです。
- (1) 竹内卓郎氏は、社外監査役候補者です。
 - (2) 社外監査役候補者とした理由
竹内卓郎氏は、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の監査に反映していただくためです。
 - (3) 当社の社外監査役に就任してからの年数(本総会終結の時まで)
4年
 - (4) 社外監査役として職務を適切に遂行できると判断した理由
竹内卓郎氏は、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
 - (5) 責任限定契約の概要
当社と竹内卓郎氏の間では、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結しています。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役岡田不二郎氏の補欠監査役として池永 薫氏を、第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件に社外監査役竹内卓郎氏の補欠監査役として魚住泰宏氏を選任することをお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の社外監査役候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況 | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------|--|------------|
| 1 | 池 永 薫 (昭和24年7月22日) | 昭和48年4月 日本電気株式会社入社 平成16年4月 同社経理部長（現任） 平成19年4月 同社支配人兼財務内部統制推進部長（現任） | なし |
| 2 | 魚 住 泰 宏 (昭和41年11月30日) | 平成5年4月 弁護士登録 大江橋法律事務所入所 平成14年8月 弁護士法人大江橋法律事務所社員就任（現任） | なし |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数は、平成19年3月31日現在の所有株式数を記載しています。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりです。
- (1) 池永 薫、魚住泰宏の両氏は、補欠の社外監査役候補者です。
 - (2) 補欠の社外監査役候補者とした理由
池永 薫氏は、日本電気株式会社における経理業務の長年の経験と豊富な知見を有されています。これらの経験、知見を当社の監査に反映していただくためです。
魚住泰宏氏は、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の監査に反映していただくためです。
 - (3) 社外監査役として職務を適切に遂行できると判断した理由
池永 薫氏は、企業における経理業務の長年の経験、豊富な知見を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
魚住泰宏氏は、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
 - (4) 責任限定契約の概要
池永 薫氏又は魚住泰宏氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結する予定です。

第6号議案 取締役賞与の支給の件

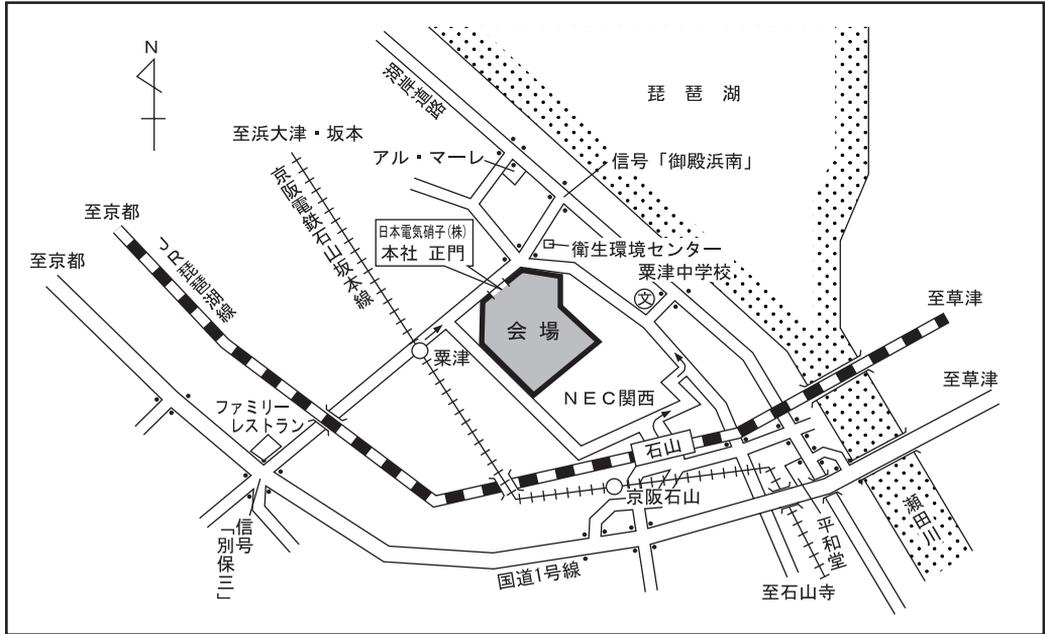
当事業年度末時点の取締役8名に対し、当事業年度の業績等を勘案し、取締役賞与総額1億62万円を支給することとしたたく存じます。

以 上

(メモ)

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図



[会 場]

日本電気硝子株式会社 本社会議室
滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
電話 (077)537-1700(代表)

[交 通]

- ・JR 琵琶湖線「石山駅」下車 徒歩約10分
- ・JR 琵琶湖線「石山駅」下車 京阪電鉄 浜大津・坂本方面行きに乗り換え「粟津駅」下車 徒歩約2分

※駐車場の都合により、なるべく公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。